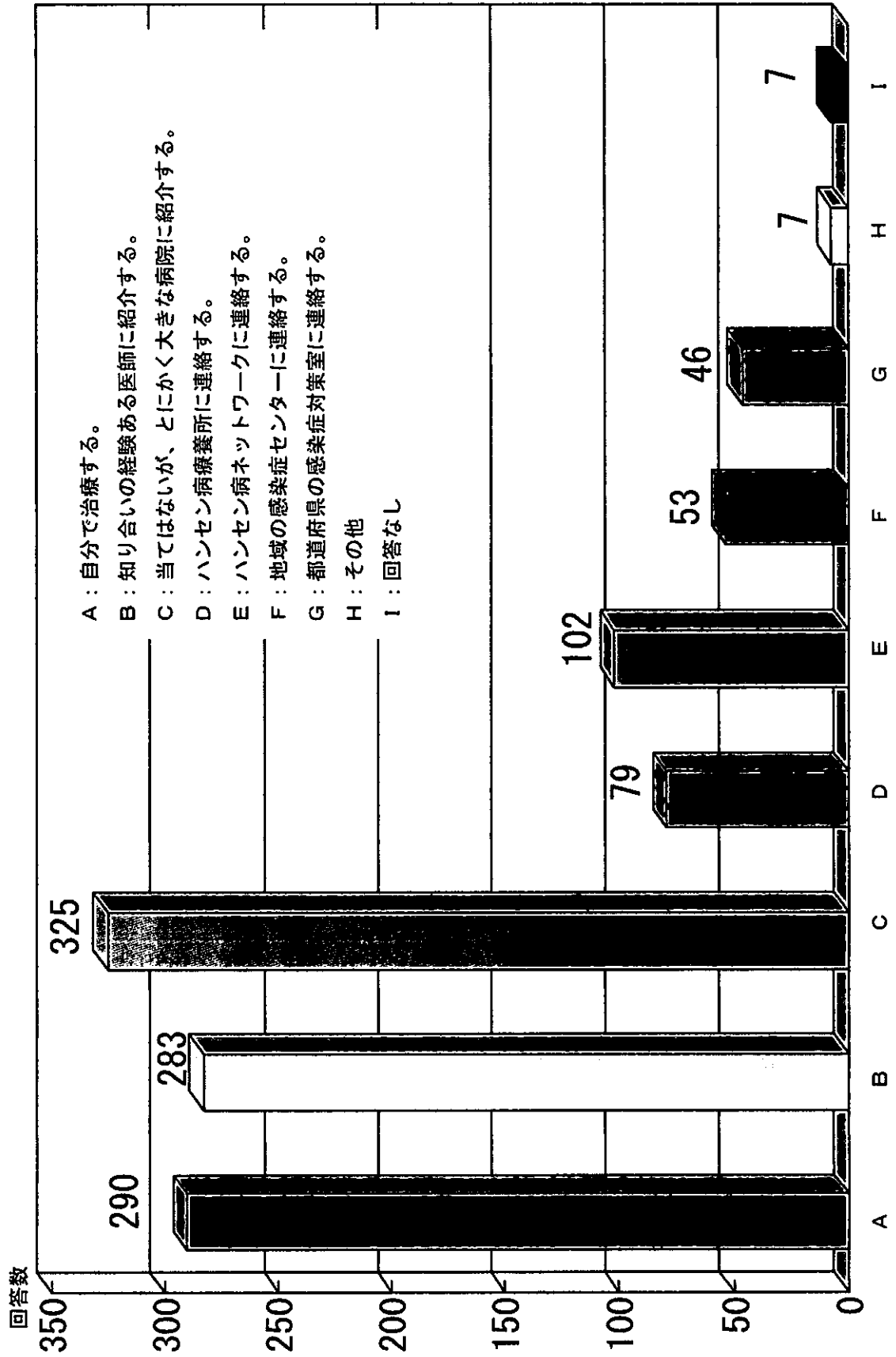


アンケート集計結果・医師全体 (回答総数：944)

質問 8

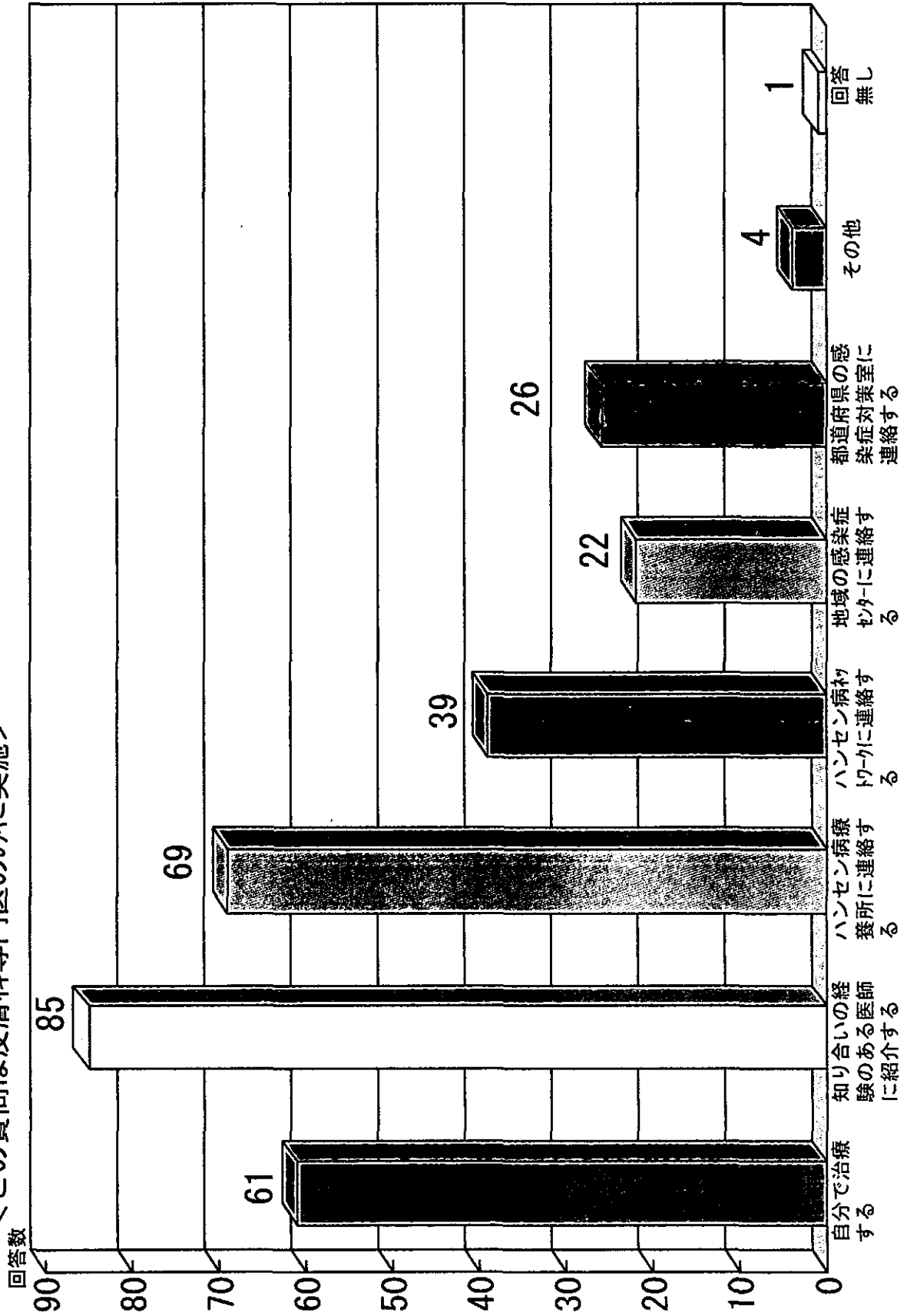
ハンセン病を疑われたら、どうされますか？ (重複回答)



アンケート集計結果・医師全体 (回答総数：944)

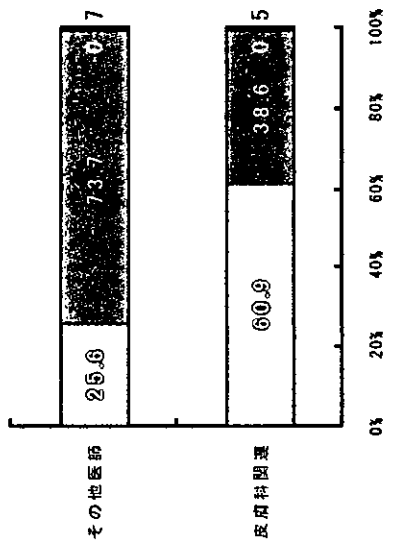
質問9

ライ反応が生じたり入院の必要がある場合はどうされますか？ (重複回答)
 <この質問は皮膚科専門医のみに実施>



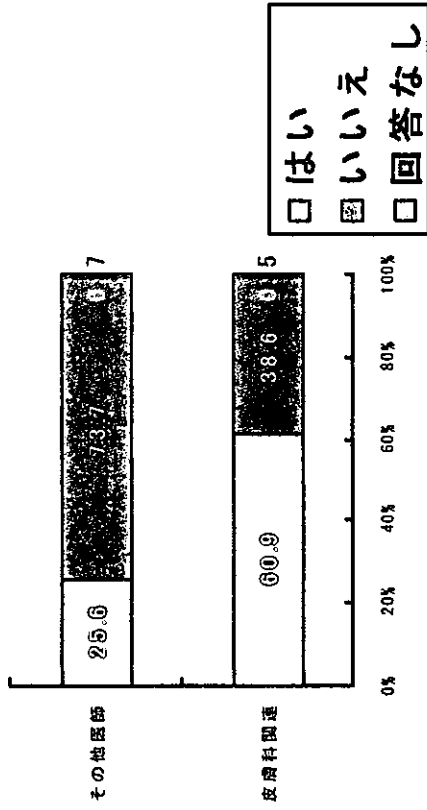
質問 1

先生のこれまでのご診察でどの様な形でもよいですか
(例えば、他の医師が診察されているのを垣間みただけ
でも)ハンセン病の症例をご経験されたことがおありで
しょうか?



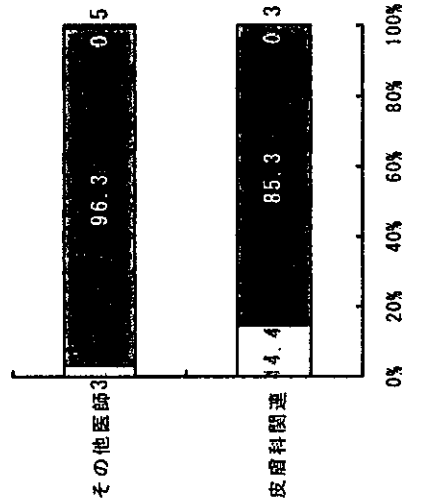
質問 2

ご自分で診断されたことはおありでしょうか?



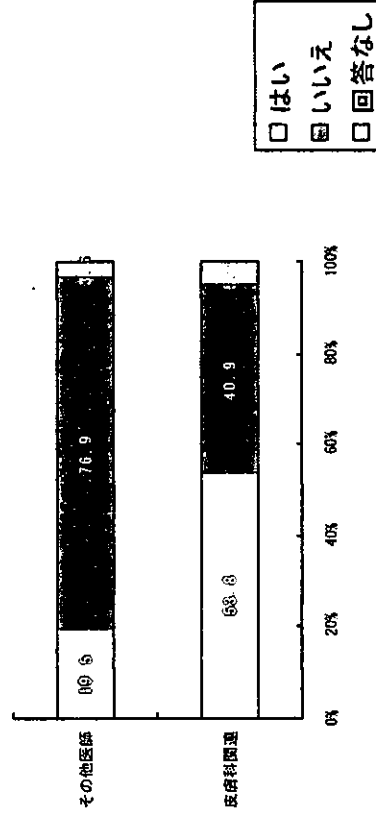
質問 3

ご自分で治療されたことはおありでしょうか?



質問 7

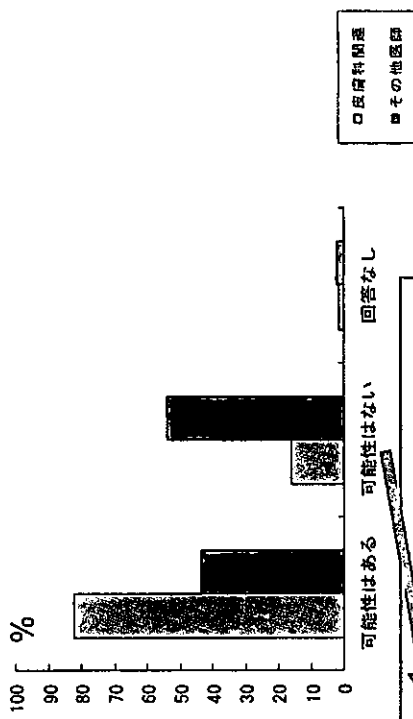
実際にQ6記載の症状で来院された場合に、
ハンセン病を疑うことが出来ると思われますか?



アンケート集計結果・皮膚科関連：その他医師

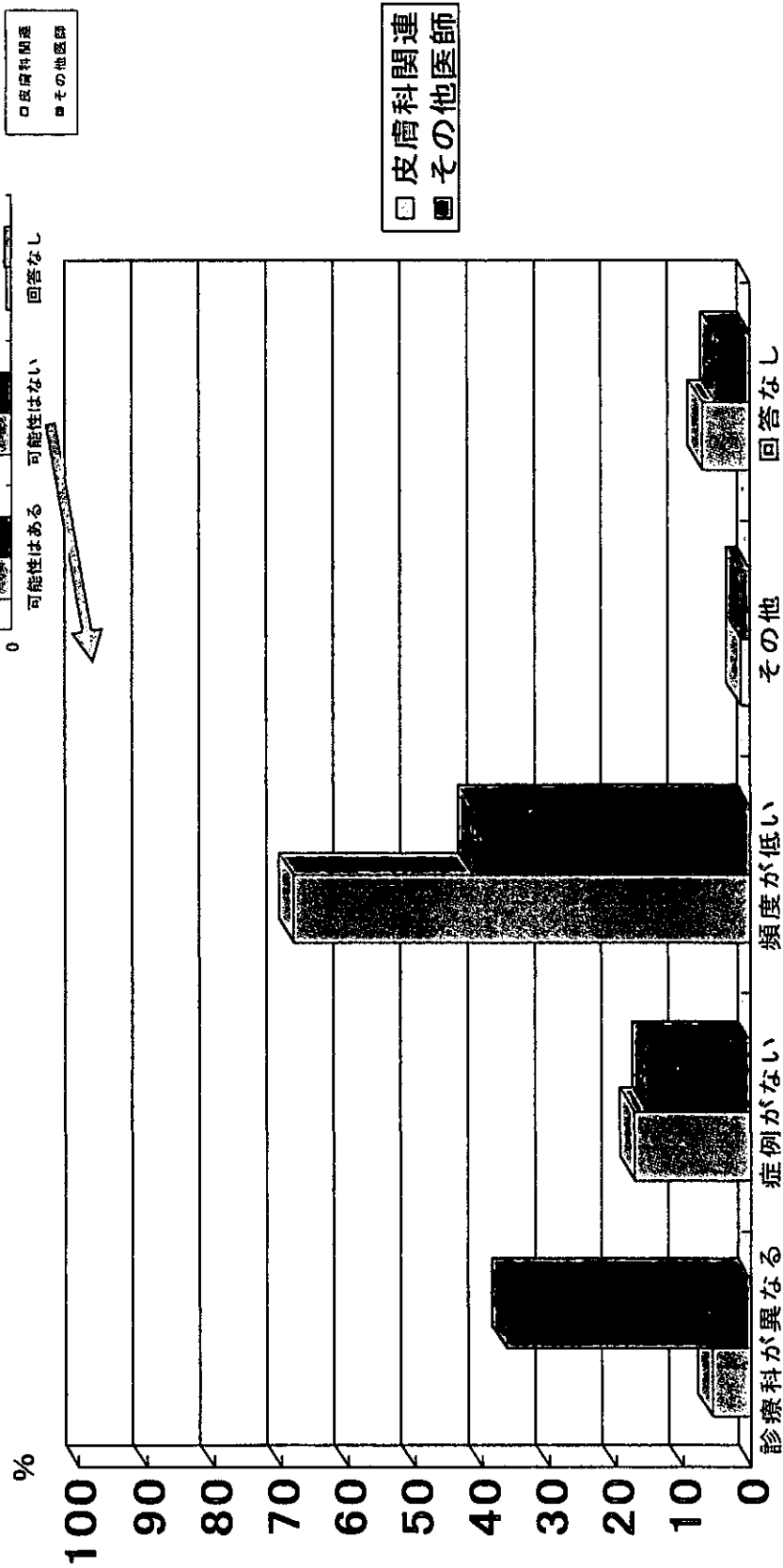
質問4

先生の目の前に、ハンセン病の患者さんが診察を受けに来られる可能性があると思われませんか？



質問5

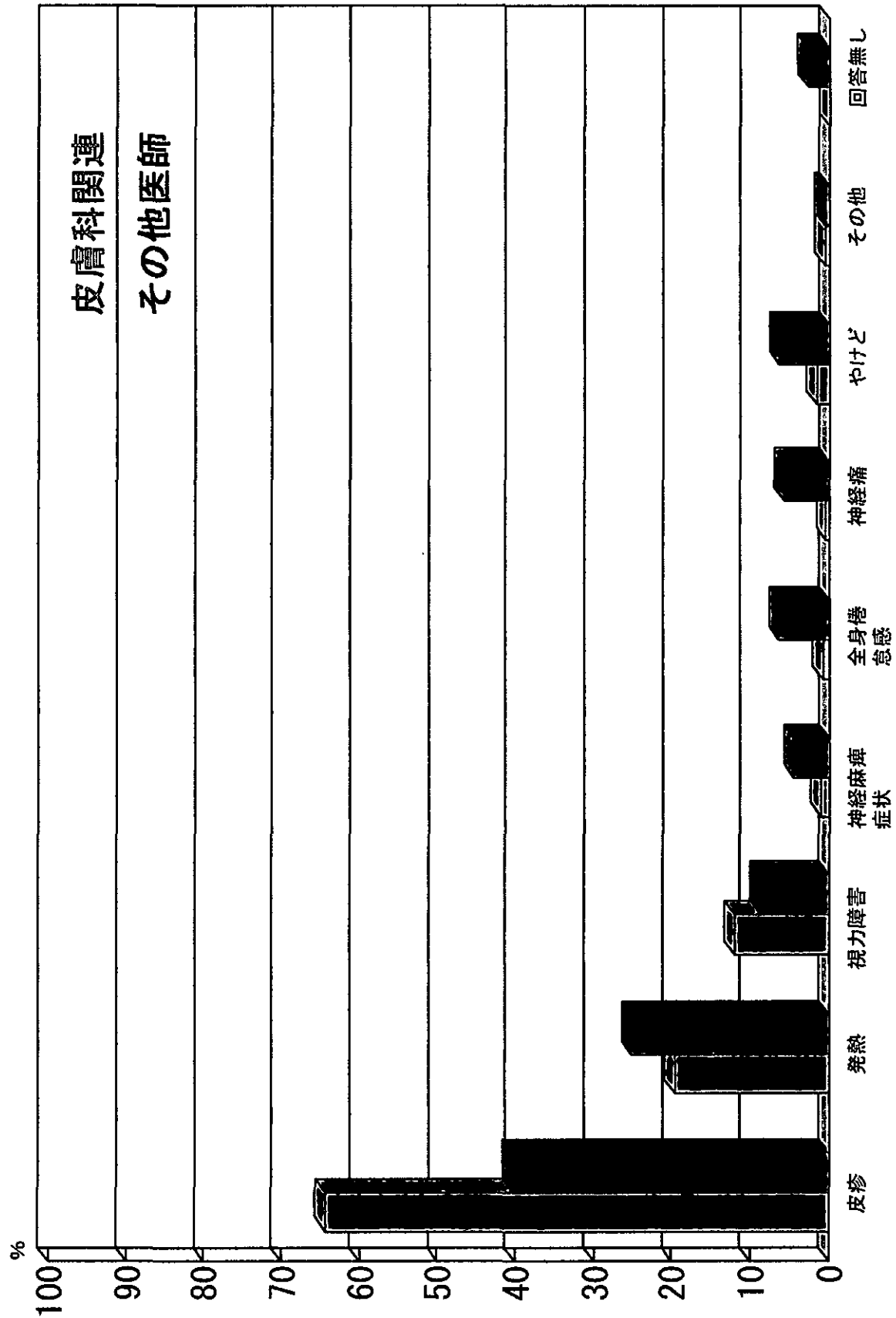
前問で「可能性はない」とお答えの場合は、その理由は何でしょうか？（重複回答）



アンケート集計結果・皮膚科関連：その他医師

質問6

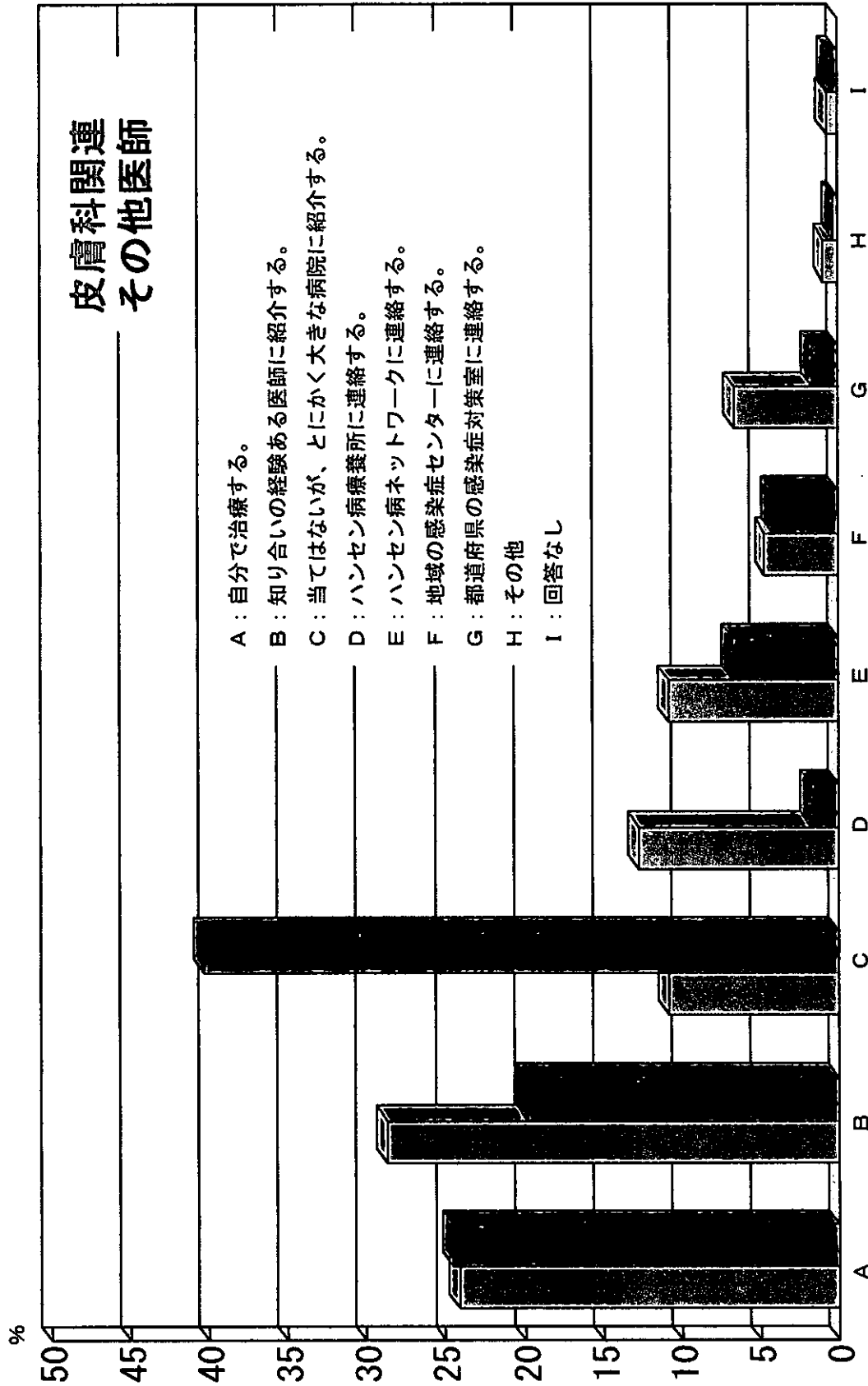
もし先生の目の前に、ハンセン病の患者さんが診察を受けに来られるとしたら、どのような主訴で来られると思われませんか？



アンケート集計結果・皮膚科関連：その他医師 (回答総数：381)

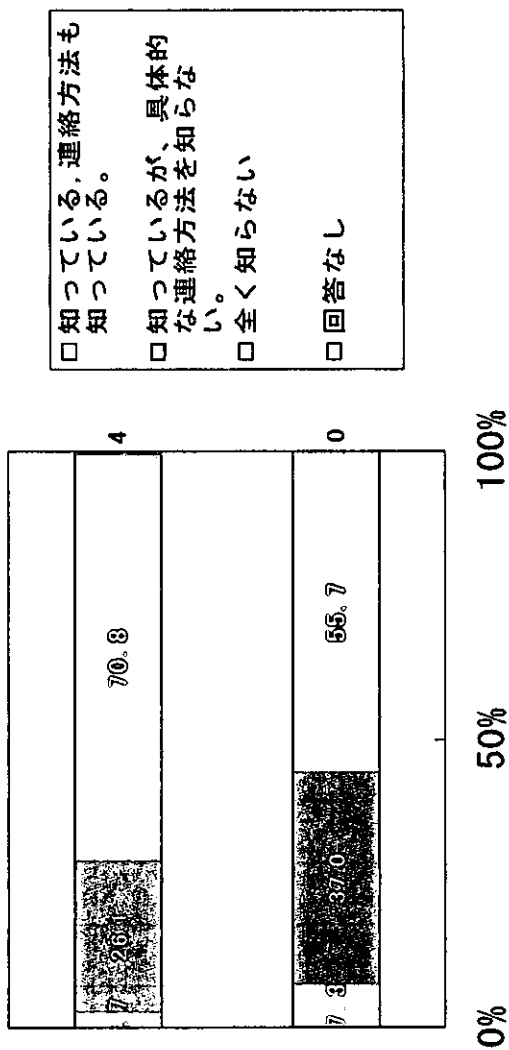
質問 8

ハンセン病を疑われたら、どうされますか？ (重複回答)

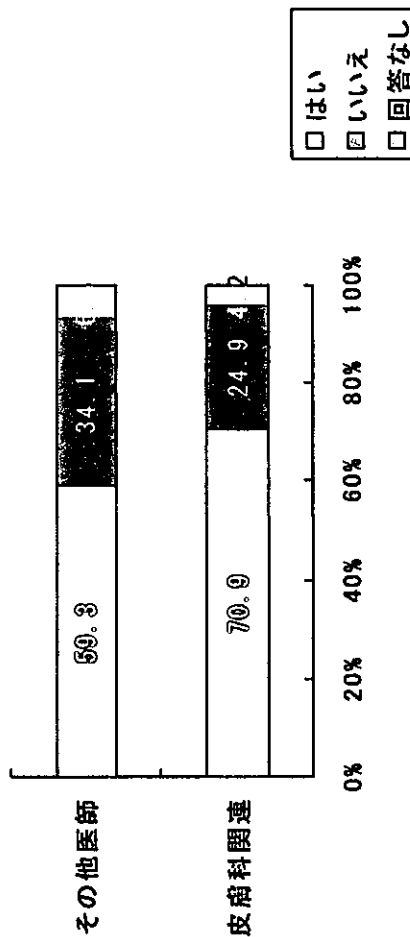


アンケート集計結果・皮膚科関連：その他医師 (回答総数：381)

質問10
ハンセン病の診断治療をサポートする全国組織であるハンセン病ネットワークをご存知でしょうか？



質問11
ハンセン病について学ぶ機会があれば参加されませうでしょうか？



アンケート集計結果・皮膚科関連：その他医師

第76回日本ハンセン病学会ワークショップに参加発表された医師へのアンケート集計結果
回答数：20件

質問1 誤診病名？（文章回答）

- ・数年来「らい反応」と考えられていた。
- ・正しく診断され紹介された。
- ・神経痛
- ・ハンセン病再発を自覚して受診した。
- ・湿疹
- ・不明の感染症
- ・Atypical fibroxanthoma. Malignant fibrous histiocytoma
- ・尋麻疹
- ・環状肉芽腫、Sjogren症候群、慢性関節リウマチ
- ・慢性関節リウマチ
- ・ジベル薔薇色糠癬疹、中毒疹、多発性単神経炎
- ・不明
- ・回答なし（7件）

質問2 誤治療内容（文章回答）

- ・ステロイド剤投与。治らない薬なし。「再発」確認後、CLF単剤投与が続いた。
- ・放置、DDS少量内服等
- ・ステロイド外用（2件）
- ・抗生物質内服
- ・抗ヒスタミン剤内服、ステロイド外用
- ・ニゾラル、キンダベート、ベシカム、フラジール等の外用
- ・メトロニドゾール、マトレキート
- ・ステロイド外用、内服、PUVA療法
- ・再発を自覚し
- ・回答なし（10件）

質問3 受診にいたる経過

- a：当初から他院でハンセン病の疑いをもたれて紹介された。 7件
 ・日系ブラジル二世のためのNGO団体
- b：診察するまでハンセン病の疑いをもたれることはなく、診察、あるいは経過観察の中でハンセン病の可能性を考えた。 9件
- c：その他
 ・治療効果がみられないため。
 ・複数の施設を受診したのち、当院外科を受診し皮膚科を紹介された。
 ・国立療養所に入院歴あり、京大病院皮膚科の皮膚神経病外来にて専門医の治療を受けていた。
- d：回答なし 1件

質問4 主訴はなにか？（重複回答）

- | | | | |
|---------|-----|----------|----|
| a：皮疹 | 18件 | b：神経麻痺症状 | 8件 |
| c：やけど | 0件 | d：発熱 | 2件 |
| e：全身倦怠感 | 2件 | f：視力障害 | 2件 |
| g：神経痛 | 5件 | | |
| h：その他 | | | |
- ・上気道炎を併発していた。
 - ・しびれ

質問5 MRI検査はできたか？

- a：行った 18件
- b：方法を知らなかったので行わなかった 0件
- c：MRIは行ったが臨床検査部門が対応できなかった 0件

- d : その他
 ・ハンセン病は疑ったが、他疾患の可能性も考えていたので行わなかった。
 ・外来follow中は専門医により菌検査を行っていた。
 らい反応にて入院後は行っていない。
- 質問6 生検で容易に診断できたか？
- | | |
|----------------------------------------------------------|-----|
| a : 容易である。 | 11件 |
| b : 容易ではないが、教科書などを参考にして診断した。 | 5件 |
| c : ハンセン病専門医に相談して初めて診断可能であった。 | 4件 |
| d : その他
・尾崎、熊野に臨床、組織について相談した。
・2度目の生検で、病理医より指摘された。 | |
- 質問7 医療スタッフ（看護師、検査部、薬剤部）との間の問題はないか？
- | | |
|-------------------------------------------------------------------------|-----|
| a : 特に協議せず問題なかった。
・療養所にて通院治療 | 13件 |
| b : 協議した上で特に問題はなかった。
・RFPによるショックを来たし最寄りの病院で治療を受けた。
この間の問題について話した。 | 7件 |
| c : 問題あり | 0件 |
- 質問8 院内事務職との間に問題はなかったか？
- | | |
|----------------------|-----|
| a : 特に協議せず問題なかった。 | 18件 |
| b : 協議した上で特に問題はなかった。 | 2件 |
| c : 問題あり | 0件 |
- 質問9 家族との間で問題はなかったか？
- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| a : 特に協議せず問題なかった。
・ブラジル在住の家族に本人より連絡
・単身来日中で協議できなかった。 | 11件 |
| b : 協議した上で特に問題はなかった。
・今後の治療計画を話し合った。 | 4件 |
| c : 問題あり
・初診時単身来日中で家族との接触はなかった。
・家族はなし。
・連絡できる家族はいない。
・家族のうちの2人にだけ説明。その2人の家族から他の家族には秘密とする申し入れがあった。 | 4件 |
| 回答なし | 1件 |
- 質問10 勤務先との関係に問題はなかったか？
- | | |
|--------------------------------------------------------|-----|
| a : 特に協議せず問題なかった。
・帰国予定から診断前に決定していた。
・無職の回答2件を含む | 14件 |
| b : 協議した上で特に問題はなかった。 | 3件 |
| c : 問題あり
・本人が自主的に退職してしまった。 | 1件 |
| 回答なし | 2件 |
- 質問11 地域住民との間に問題はなかったか？
- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| a : 特に協議せず問題なかった。 | 15件 |
| b : 協議した上で特に問題はなかった。
・地域より問い合わせがあり、説明して納得。
・区役所の職員【保健婦】にハンセン病についての基礎的な知識を伝達した。 | 2件 |

- c : 問題あり 1 件
 ・我々初診時、既に高度障害あり、近隣者との交流ができない状態が続いた。
- 質問12 病名はどう記載したか？
- a : らいと、記載した。 2 件
 ・初診時
- b : ハンセン病と記載した。 1 6 件
 ・1996年以降【報告など】
 ・圏外の病院へは、本病治療中であることを秘密にする必要があった。
- c : 抗酸菌症あるいは非結核性抗酸菌症と記載した。 4 件
 ・平成8年以前
- d : 肉芽腫（症）と記載した。 0 件
- 質問13 ハンセン病療養所の医師や、その他の専門家に協力を求めたか？
- a : 特に求めなかった。 6 件
- b : 求めた。 1 4 件
 どの様な支援を求め、どの様に協力して貰えたか？
- c : その内容。
 ・私の勤務している場所が療養所であり、ハンセン病の専門家がおられた。
 ・職場以外の諸先輩の意見を求めた。精神的なサポートには複数の方々がかかわってくれた。
 ・療養所以外の先輩の意見を求めた。
 ・県立尾崎病院尾崎医師に協力を依頼し、治療指針を教示された。
 ・尾崎先生、熊野先生に診断、治療について相談させていただいた。
 ・所属医局（大学）にPCRを依頼した。
 ・PCR、抗PGL-1抗体の測定など。
 ・数回診察に来院していただいた。病理組織検査、スミア検査、PCRをしていただいた。
 ・当院へ来院し診察してもらい、治療について指導および薬剤供与をうけた。
 ・抗体価測定、治療方針の決定、薬剤の入手法、followの仕方、らい反応の対処法などすべてのこと。
 ・投薬方法についてご助言をいただいた。
- 質問14 地域の行政との関わりを持ったか？
- a : 持たなかった。 1 7 件
- b : 持った。 3 件
- c : その内容。
 ・我々からは持たなかった。直接県の担当者が病院に来て、本人に聴取して帰った。（この間約5分）
 ・地域【区役所】の派遣職員【家事手伝い】に対する対応を区役所の保健課に依頼した。
- 質問15 本人への告知は行ったか？
- a : 行わなかった。 2 件
- b : 行った。その時の問題はなかったか？ 1 6 件
- c : その内容。
 ・治療計画の説明を繰り返した。
 ・外国人であり理解できなかったようである。
 ・インドネシア人であり親戚の同症がないため問題なし。
 ・非常に意外で、ショックを受けた様子。
 ・家族にも病名は告知して欲しくないと云われた。

質問16 家族への告知は行ったか？

- a : 行わなかった。 2件
- ・家族は日本にいない
 - ・本人から知らせてもらった。
 - ・単身来日のため行えなかった
- b : 行った。その時の問題はなかったか？ 16件
- ・特に問題なし。パパさんが本人をみており、介護の方にも告知した。
 - ・臨床的現状と、今後の治療計画について説明した。
 - ・本人より本国へ連絡
 - ・特に問題はなかったが、PCRで家族のうち陽性者がいたため、その説明を今後の方針について話し合った。
 - ・娘が看護師であったため理解受容された。
 - ・非常に意外でショックを受けた。自分達に感染、発病がないか心配した。
 - ・問題なし
- c : その内容。

質問17 反応が強いなど入院治療が必要な場合にどうしたか？(重複回答)

- a : 入院させず外来で加療した。 5件
- ・一般舎より外来通院で治療した。
- b : 自分達の施設に入院させた。 9件
- ・我々初診時、既に長期入院中であったことと、顔面の障害が著明で本人が退院を拒んだことより、しばらくの間入院を続けた。
 - ・自分の住居(アパート)を引き払ってきたため、そのまま入院となり、約10ヶ月後に退院した。
 - ・らい反応発症時のみ入院した。
 - ・問題はなかった。 2件
 - ・強い反応はなかった。
 - ・白内障の際、入院した。
 - ・合併症のための呼吸困難が強くなったため、内科入院となった。
- c : ハセの療養所に入所させた。 4件
- 入院した場合、病名、対応に問題があったか？
- d : その内容 0件
- 回答なし 1件

質問18 病棟看護師、他の入院患者との間に問題はなかったか？

- a : 問題なし 11件
- ・他病院の場合も問題なし。
 - ・ただし、自治会側から説明を求められた。
 - ・ただし、個室入院とした。
- b : 問題あり 3件
- c : その内容
- ・在園者の一部より、部外者の入院治療に問題はないのかと聞かれた。
- 回答なし 6件

質問19 サリドマイド

- a : 希望する 3件
- b : 希望しない 8件
- その他
- ・療養所のため入手可能 6件
 - ・現在は不要 1件
- 回答なし 2件

- 質問20 クロファジミン
- a : 希望する 5 件
 - b : 希望しない 6 件
 - その他
 - ・療養所のため入手可能 6 件
 - ・現在は不要 1 件
 - 回答なし 2 件
- 質問21 その他希望するもの
- ・すでに治療は終わっている。 1 件
 - ・回答なし 19 件
- 質問22 ハンセン病を診察することに医局、教授、あるいは院長の対応はどうだったか？
- a : 問題なし 20 件
 - b : 問題あり 0 件
 - c : その内容 0 件
- 質問23 全く保険を持たない患者の場合の対応はどうしたか？
- ・保険は持っていたが使用せず、在園者と同様に治療した。
(この時点ではらい予防法は存続していた。)
 - ・DDSは在庫のものを使用し、CLFとRFPは自費で支払った。
 - ・保険あり。
 - ・会社での負担。
 - ・自費で行った。
 - ・DDS, CLFは手持ちのものを分与。検査は最小限とし、費用の心配をしてあげる。
再来間隔を長くする。
 - ・回答なし (14 件)
- 質問24 日本の会社に勤めている場合に社会保険は問題なく使用できたか？
- ・できなかった。ブラジルにて発症しており、それについて日本に来る前に明記していなかった。今回の再発でそのことがわかり、保険は使用できなかった。
 - ・会社はインドネシアと前から交渉があり、よく理解してくれた。
 - ・診断は抗酸菌感染症として保険使用。
 - ・問題なし。
 - ・不明
 - ・使用できた。
 - ・回答なし (14 件)
- 質問25 その他治療費に関して問題があったか。その対応はどうしたか？
- ・問題なし。
 - ・会社が払ってくれた。
 - ・ほとんどない。
 - ・回答なし (17 件)
- 質問26 言葉の問題で障碍があったか。その解決方法はどうか。
- ・日本語が十分話せた。
 - ・日系二世のNGOがいつも付き添っていた。1/Mの診察12ヶ月継続した。
 - ・日本語が通じた。
 - ・同伴の通訳を介した。
 - ・会社の人に対応してくれた。本人も日本語が少しわかった。
 - ・なかった。
 - ・付き添いの方に通訳を頼んだ。
 - ・娘、夫が通訳した。
 - ・通訳の人がいて問題なかった。

・回答なし（11件）

質問27 出身国の習慣と日本での方法とに不一致な点があって問題なことはないか？

- ・病院の暗い雰囲気になじめない様子であった。
- ・被差別意識が無く治療に専念できたと思う。病気についての説明はよく受け入れてくれた。
- ・特になかった。（4件）
- ・回答なし（14件）

質問28 ハンセン病診断が付いて日本国内で治療が行えたか？それとも帰国せざるを得なかったか？ その状況についての詳細は？

- ・治療を完了した。（2件）
- ・会社、本人ともに帰国して治療
- ・帰国されて、再診が不可能であった。
- ・数ヶ月加療できたが、完治前に帰国した。ビザが切れた。
- ・日本国内で治療が行えたが、ハンセン病とは別の理由で帰国したため、治療を中断せざるを得なかった。
- ・日本国内で治療を行った。
- ・日本国内で治療を開始したが、診断以前からの予定通り帰国した。
- ・日本で治療施行
- ・日本で治療できる。本人の帰国の希望があれば、本人の判断で帰国。
- ・回答なし（10件）

質問29 小児症例の場合に特別な配慮が必要であったか？

- ・回答なし（20件）

質問30 一般病院として、今後ハンセン病を診断していくために、整備しておかねばならないことはなにか？（重複回答）

- | | |
|------------------|-----|
| a : 診断治療に関する知識 | 13件 |
| b : 診断治療に関する必要物資 | 6件 |
| c : 病院スタッフの理解 | 7件 |
| d : 家族、周囲健常者の理解 | 6件 |
| ・回答なし | 7件 |

その他のコメント

- * 演者担当に至る迄の経過では、他療養所医師からのサポートを得、それが、園内の組織を動かす力となった。演者ら治療開始時、不可逆な高度の障害を説明するのに苦労した。本人は強度のうつ状態が続いていたが、家族(夫)と演者の依頼した人々からうけた精神的な援助は大きかったと思う。
- * 初診時まだ「らい予防法」が存在しており、また住所の問題もあって、当初「入院」させ、この時、1年以内との予想を本人に伝えたが、あくまで治療が軌道にのるまでの1~2ヶ月くらいと伝えるべきであったと思う。治療開始後、らい反応をくり返したが、初めから長期入院を宣告することは極めてよくないことと思う。本例では実際の入院期間は10ヶ月位であった。
- * 療養所の中においてハンセン病の治療ができなかった原因はどこにあるのかを考えさせられる症例だと思われる。
- * RFPの間歇投与はDOTを守るべきと思う。
- * 疾患に対する差別感が全く見られず、治療にも協力的であった。NGOのサポートは極めて有効であった。
- * 地方公務員の中にも根強い差別又は無知が残っているのに驚いたが、長く話しあううちに、力強い協力者になってもらった。

以上

資料5

「一般医療機関（病院）受診の手引き」

資料 5

タイトル 一般医療機関（病院）受診の手引き

内側タイトル 一般医療機関（病院）受診の手引き
ーハンセン病回復者が安心して病院へ行くためにー

040227 版

◆この手引きの使い方

この手引きはハンセン病回復者（元患者、退所者）の方、及び患者さんが安心して一般医療機関に受診するための案内書です。一般医療機関とは、診療所（クリニック、開業医）、病院、大学病院などのあらゆる医療施設を含みます。この「手引き」と同時に、医師向けのハンセン病診察の「手引き」も作りました。受診するときは「医師向け手引き」も持っていきましょう。ハンセン病をよく知らない医師もいるかも知れませんが、その時にはお渡しください。

ハンセン病そのものの診療を希望する場合、あるいは受診する診療科が分からない場合には、まず皮膚科を受診して下さい。ただし、眼や歯、胃腸などの症状で受診するときには、眼科や歯科（歯医者）、内科（胃腸科）などの専門の科を受診することになります。

◆医療機関の仕組み

開業医、病院、大学病院など、いずれの医療機関に行くこともできますが、当日診療をしていないこともあるので、事前に電話などで問い合わせてください。

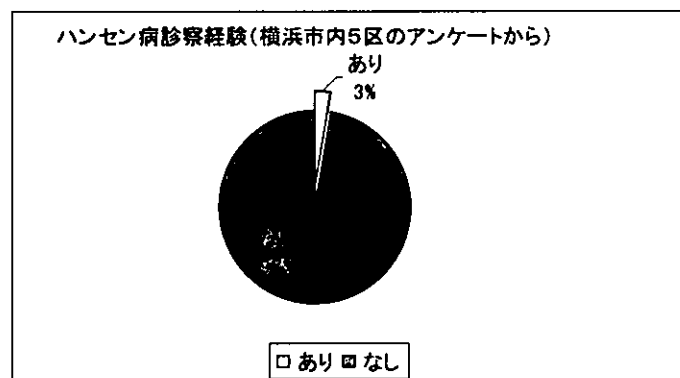
患者さんは、一般には先ず開業の医師ないし病院に受診することが多いようです。さらに高度で専門的な治療を必要とする時には、大病院や大学病院を紹介されることがあります。そこでは専門の医師が各科に分かれて診療にあたり、一人の主治医が全部の症状を診ない場合もあります。

初診のときにはいろいろ聞かれます。再来は予約制のところも多くなり、待ち時間が少なくなりましたが、診療も短時間になることが多いようです。

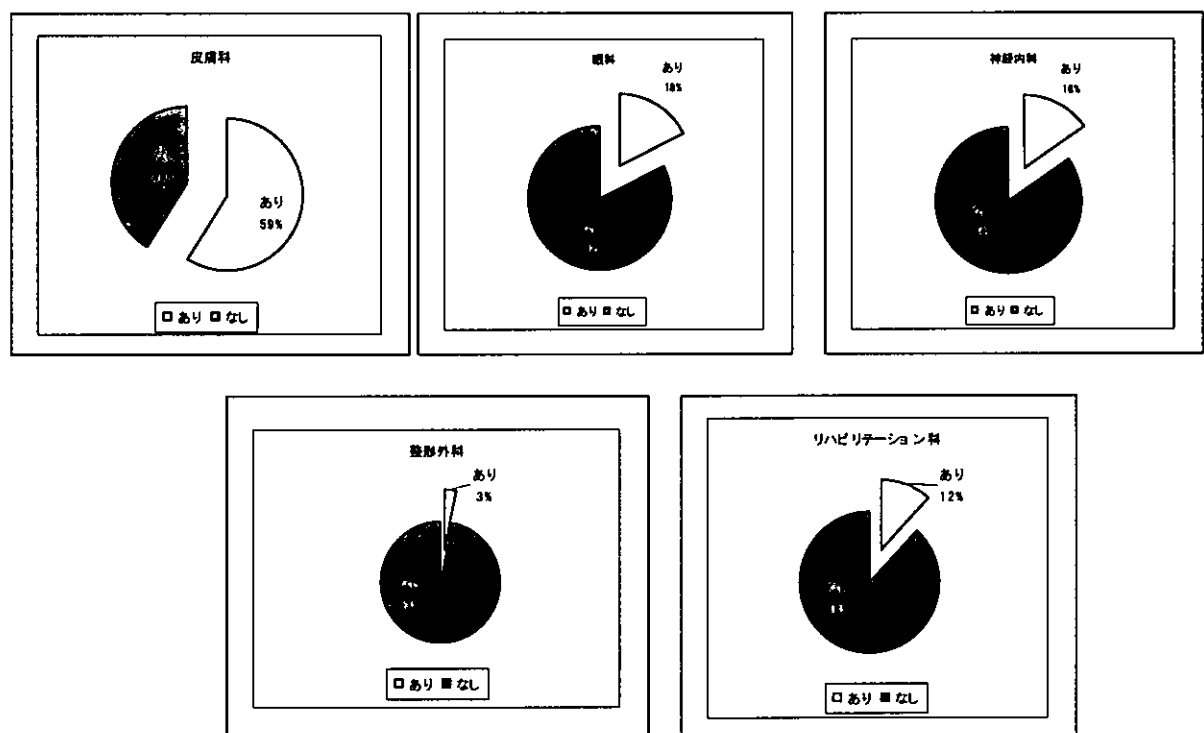
◆医師、看護師のハンセン病に関する認識

高齢の医師、高齢の看護師、一部の皮膚科医を除くと、ハンセン病の患者さんを診療した経験はありません。また、学生時代の教育はさらりと学ぶ程度ですので、皆さんが「ハンセン病でした」と告げないと分からないかも知れません。むしろ、皆さんの方が病気についての知識が豊富かもしれません。しかし、まだ「ハンセン病は療養所に入所させる」、と誤解している医師・看護師が少数ですが、いるかも知れません。そのような医療関係者には、「回復者は治癒しています」、「患者でも菌の感染力は弱いため他人への感染の心配はあり

ません」、など皆さんから、正しい知識を説明してあげてください。



ハンセン病患者診察経験 (横浜市内5区の医師会員のアンケートから、ほとんどの医師は診察経験ありません)



大学病院の皮膚科、眼科、神経内科、整形外科、リハビリテーション科での診察経験 (アンケートから、個人の医師でなく、診療科としての診察経験です)

☆コラム 回復者の言葉

「診療時に初めて医師に接したとき、気後れしないよう普通に接すれば医師も気さくに話を聞いてくれます。自分が不安の態度を取らないこと。ハンセン病については、一般病院の医師は実態をほとんど知らないのが実情です。逆に質問を受けることもありますが、明

るく受け止めて答えれば何の心配もないのが、経験から分かりました。医師や看護師には偏見はありません。」

◆病気になる時

* 開業医（クリニック）への受診

皮膚症状：皮膚科、 眼の症状：眼科、 後遺症：皮膚科ないし整形外科、神経内科
まず、受診時には「プライバシーはもちろん守っていただけますね。」と一言念を押しましょう。分かりきっていることですが「うっかり」の予防には効果的です。多くの医師は短時間で診察を行っているので、じっくり診察を期待される方には不適當かもしれません。

複数の病気があるときは、はじめから病院や大学病院を受診する方が便利です。また緊急の病気の際は 119 番に電話をしてください。

* 病院への受診

後遺症については、皮膚科、整形外科のほかにもリハビリテーション科がある場合は、そちらへ受診すると良いでしょう。

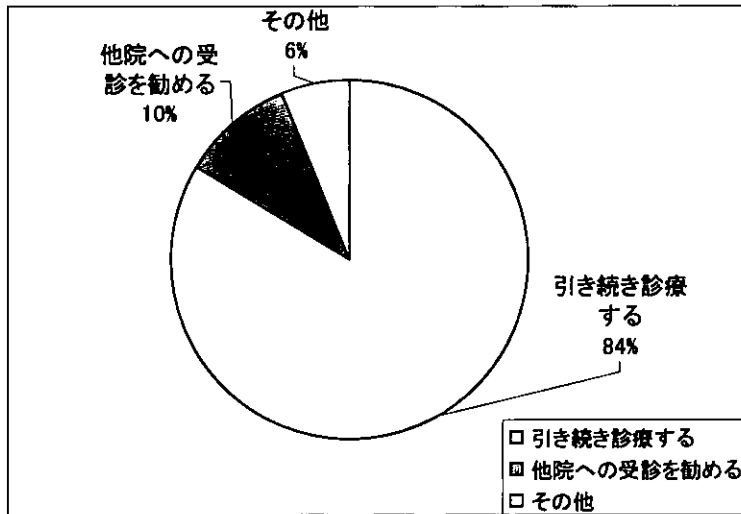
午前中が主な診療時間ですが、午後に特殊外来ないし専門外来などがあり、その外来ではじっくり診療してくれることもあります

* 大学病院への受診

多くの大学病院が開業医ないし病院からの紹介状持参を希望しています。大学は最先端の医療とともに若い医師や医学生の教育の機関でもあります。ハンセン病およびその後遺症を診療する機会はほとんど無いので、皆さんが受診される時、医学生たちが見学することがあります。皆さんの方が医師より詳しいときは、ハンセン病について教えてあげてください。そうすることで、ハンセン病の正しい知識をもった、理解ある医師を育てることにもなります。

☆コラム 40代眼科医（横浜市、開業）

普通の患者さんと変わりありません。最新の知識で診療をしていますので、必要以上の気遣ういはいはかえって差別を助長すると思います。



ハンセン病とわかった場合（新患、回復者）の大学病院診療科の対応

◆初めての診療、または受診が不安な場合

ハンセン病を主体的に診療するのは皮膚科です。初めての場合は皮膚科単独の看板を掲げている皮膚科か、病院あるいは大学病院の皮膚科に行きましょう。現在、皮膚科はほとんどの新患を受け入れ、治療しています。しかし、皮膚科医でもハンセン病の患者さんを一度も診たことがない医師がほとんどです。現在の症状、悩みなどを説明してください。そうすればきちんと対応してくれます。対応できない時は近在の知識の豊富な皮膚科医に紹介してくれます。なかなか話が通じない場合は、この冊子を出して読んでもらって下さい。

受診に不安な場合は以下の3つの方法を活用してください。既往歴として「ハンセン病」を言いにくい場合は、資料7に掲載している医師、または社会福祉士（ソーシャルワーカー）に相談してください。

- ① 資料7に掲載してある皮膚科に電話で受診日を聞いて、行きましょう。そこで症状にあった医師（整形外科、眼科、神経内科など）を紹介してもらいましょう。そのとき紹介状に「ハンセン病」、「プライバシー尊重」のことを記載してもらいましょう。また以前、ハンセン病療養所に勤務していた医師も資料7に掲載してありますので、事前に電話で連絡を取り受診してください。
- ② 病院や大学病院ではソーシャルワーカーがいる場合があるので、まず、ソーシャルワーカーに電話で連絡を取り、受診の時に付き添ってもらいましょう。
- ③ ハンセン病療養所の医師またはソーシャルワーカーに連絡を取って、病院を紹介してもらいましょう。

◆ハンセン病の再発が心配な場合

資料 7 に掲載の医師に電話で予約を取り受診しましょう。皮膚については皮膚科を、神経症状については神経内科または皮膚科の医師に相談しましょう。

◆体のどこかの具合が悪い時

一番心配なのは、「ハンセン病」であったことをどのように説明するか、です。心配要りません。今あるのは単なる後遺症ですからきちんと説明しましょう。ハンセン病と知って診療を拒否したり、毛嫌いする医師はいません。ハンセン病やその後遺症についてあまり知らないだけです。末梢神経が障害され、後遺症になっているだけであることを説明してください。特に知覚（痛み、温度感覚）の無い部位を説明しないと、採血や血圧測定、色々な検査のとき困ることがあります。手が曲がっていたり、足の裏の潰瘍（ウラキズ）などは神経が障害されたためであること、そして、治っているので菌はいないこと、そして人にうつすことは無いことなども説明しましょう。どうしても心配な方は、診療時にソーシャルワーカーの受診支援を依頼しましょう。

☆コラム 回復者の声

「足のウラキズについては温痛覚が無く、外傷が反復し、傷が治らなくなったことをよく説明すること。」

◆ハンセン病の説明の仕方

医師はハンセン病＝らい、と知っていますが、「らい予防法」や療養所のことなどについては聞いたことがある程度です。「手が不自由なのはハンセン病の後遺症のためです」とずばりと言ってください。もちろん、ハンセン病は治っていて、人にうつすことも無いことも言いましょう。それで変な顔をしたり、変な言動をする医師には、「医療者向け手引き」を渡して、読んでもらいましょう。どういう後遺症が残っているかと聞かれたら、不自由なところや知覚の無い部位を話しましょう。日常生活で困っていることの情報も知らせると、医師・看護師はその後の対応（介助の必要の有無など）の参考になります。また、過去のこと、家族のことについて聞かれますが、「この点は言いにくいのですみません」と断って結構です。言う点と言わない点を明確にすると医師も納得できます。ただし、今までの治療歴（今まで飲んだ薬）ははっきり言ってください。

ハンセン病の既往歴があることを言っておくと、以後の医師との関係もスムーズです。言い出しにくい時は、「カード」を医師に見せましょう。特に、後遺症の説明をせずに行くと、手術、麻酔、検査、処置などの時に医師・看護師が思わぬミスなどをすることがあります。「ハンセン病」はもう市民権を得ていますので、心配無用です。

☆コラム (大学病院 整形外科医)

易感染性でないことが分かっているので、最初にはっきり既往の病気について言って頂